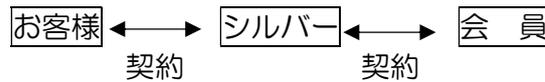


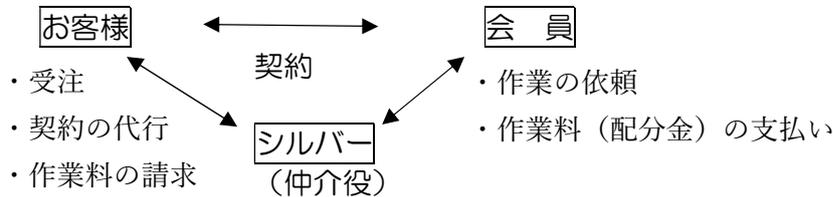
お客様へ

## シルバー人材センターへの作業の発注に伴う契約方法や一部書類の変更について

〇これまで



〇これから



この度「フリーランス新法」（昨秋11月1日施行）という国の法律が施行されることになりました。この法律は、フリーで仕事をしている人たちが安心して仕事が出来よう、仕事を依頼する側が事前に仕事の内容やギャラ（依頼金額）を明確にするよう義務化するものです。

法律上では、シルバーの会員もこの「フリーで仕事をしている人たちに該当するため、この「フリーランス新法」に準じて「お客様」と「シルバー会員」との間での業務の内容（量・料金など）がより明確になるように、「お客様」と「シルバー会員」が直接契約をする形にしたものです。

とは言っても「お客様」と「シルバー会員」が直接やり取りをすることは現実不可能なので、これまで通りシルバーが「お客様」から作業の依頼を受けて、会員に作業を依頼する方法に変わりありません。

シルバーは「お客様」と「シルバー会員」の契約の代行や代金の回収・作業料の支払いの代行などを行う仲介役という立場になります。

### ★新しくなる書類

#### ・業務仕様書

「仕事の内容」「作業日時」「作業場所」「作業者」「作業料の目安」を明示した同様の書類を会員に事前に提示します。

#### ・請求書

変更点は、「センターへの業務委託料（事務手数料）」と「会員への業務委託料（配分金）」に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載いたします。

- ① センター業務委託料（事務手数料）
- ② 材料費等
- ③ 会員業務委託料（配分金）

※①～③合わせて  
お支払いください。

### ★従来通り

※ご依頼いただく方法は従来通り、電話でも可能です。

※作業が終了次第、作業員が持参した「作業月報」に押印またはサインをしてお返しください。または月末〆後事務局に提出ください。